

# 令和4年度 琴浦町空家等対策計画改訂（案）に対する意見募集実施結果報告書

## 1 意見公募のテーマ

琴浦町空家等対策計画（案）

## 2 意見募集の期間

令和5年2月10日（金）～令和5年2月27日（月）

## 3 周知方法

町ホームページ、役場本庁舎・分庁舎・まなびタウンとうはくで公開

## 4 意見の提出状況

郵便	ファクシミリ	電子メール	役場へ持参	計
0	0	0	7件（3人）	7件（3人）

## 5 意見の内容と対応方針

対応方針：①反映する（一部のみ反映するものも含む） ②すでに盛り込み済み  
③今後の検討課題 ④対応困難 ⑤その他（意見等）

要旨	応募意見の概要	応募意見に対する町の考え方	対応方針
空家ナビの活用	空家ナビの公開件数を増加し、より多くの選択肢を与えて欲しい。また、管理者でも登録等できる等の条件付で情報公開できるように、活用しやすくして欲しい。	現在管理者による申請の場合登録は行っていますが、未登録の場合は対応していません。空き家所有者へのPRを通じて空き家ナビ登録件数の増加に努めます。	③
	空家ナビに登録し公開してもらえるシステムを知らない人が多い。	空き家所有者へのPRを通じて空き家ナビ登録件数の増加に努めます。	③
	（県外者所有の空き家など）空家の定義から外れていても利用可能な物件も情報公開して欲しい。	県外者の管理物件等についても条件が整えば登録可能としています。	②
計画について	地域住民との連携した相談体制に、神社やお寺の追加（地域住民と密接な関係にあるため）	神社やお寺は、政教分離の原則から計画に追加することができませんので、原案のままとします。	⑤
空家等の調査について	所有者不明の空家には配慮が大切である。	所有者については、法律に基づき、固定資産税の納税管理者や建物の登記で確認しています。所有者やその相続人が不明の場合は、町で計画的に解体を実施していく予定です。	⑤
特定空家に対する措置について	空家の行政代執行の割合はどうなっているか。	行政代執行は、これまで行っていません。今後、必要に応じて実施していく予定です。	⑤

<p>空家対策 のシステ ム提案</p>	<p>町民の固定資産を所有者の了解の上「公益信託」財産として町が受託する。そして、全町民やNPOグループ等の参加形式の「地域通貨システム」を導入して「公益信託」財産を運用する。</p>	<p>ご意見いただいた内容について現在まで検討は行っていませんが、今後の検討課題として空家等対策審議会などで取り上げます。</p>	<p>③</p>
------------------------------	--	---	----------